

〈論 文〉

米国内外国人児童生徒の教育への アクセスに関する判例の多文化主義的考察

A Multicultural Perspective on Legal Precedents Regarding Access to Education for Students with Foreign Backgrounds in the United States

奴久妻 駿 介

Shunsuke NUKUZUMA

1. はじめに

本論では、外国人児童生徒の教育へのアクセス¹⁾ 保障に関わる事項を巡り大きな動きがあった米国内の訴訟事件を中心に、その経緯を多文化主義の理論を元読み解いていく。米国において、外国人児童生徒の教育へのアクセスは地域レベルの問題提起から始まり、徐々に国家全体へと波及していった。こうした動きの中で地域住民による積極的な働きかけが重要な役割を果たしており、地域社会の力が制度改革や政策形成を支えた事実は特筆に値する。

このような米国の事例は、単なる一国の歴史的経緯にとどまらず、日本の外国人児童生徒を取り巻く教育環境の改善を考える際にも重要な示

唆を与える。日本では、外国人児童生徒に対する支援が中央政府の施策により周辺化される場合が多く、地域頼みの状態であり、支援の持続性や実効性に課題があることが課題である。こうした状況下で、米国における地域主導の権利獲得のプロセスは、教育支援の新たな方向性を考える上で参考になる。

特に、日本では地域社会の役割が支援の継続性を確保する鍵となる場合が多い。一方、米国では、訴訟事件の判例に見られるように、地域住民が外国人児童生徒の教育環境の改善に向けて具体的な行動を起こすことで、国家レベルの政策形成に影響を与えることを可能としてきた。この点において、地域と国家が相互に補完し合いながら権利保障を進めるという米国の事例は、日本においても多くの学びを提供するものとする。

本論では、米国の三つの訴訟事件を取り上げ、それらに共通する「地域からの声が権利を現実化する力となった」という点に焦点を当てる。そして、これらの事例を通じて、国家の政策だけではカバーしきれない教育の実態を浮き彫りにし、外国人児童生徒の教育へのアクセスに関する理論的視座を考察することを目指す。

2. 先行研究

米国では、教育の責任が州や学区に一任されているため、必然的にローカルな視点が導入される（本論「5. 米国の外国人児童生徒教育の概要」で後述する）。例えば、2001年に全米23の州で成立した英語公用化法案によるイングリッシュオンリー政策は、移民教育に大きな影響を与えた（島田，2021）。また、マサチューセッツ州では、2002年に、英語が不十分な児童生徒に対する教育プログラム選択を学区の自由裁量に委ねる「州法：第218章」とバイリンガル教育廃止法の両方が並存するダブルスタンダードの状況が報告されている（北野，2006）。

さらに、州ごとに異なるバイリンガル教育の扱いについての研究も進

められてきた。例えば、1998年に住民投票でバイリンガル教育が廃止されたカリフォルニア州では、その後もバイリンガル教育を続ける学校が多く存在する。一方、ニューメキシコ州やフロリダ州ではむしろ積極的にバイリンガル教育を推進する例が見られる（牛田，2010）。さらに、No Child Left Behind Actの制定後、サンフランシスコ統合学区が独自の英語教育評価基準（LALAR）を導入したプロセスに関する調査（齋藤，2008）や、中国語を含むバイリンガル教育に注目した研究（楠山，2015）が存在する。これらの研究はいずれも、地域ごとに異なる教育政策や実践が、外国人児童生徒の教育を受ける事に関わる権利保障にどのように影響を与えてきたかを示している。また、1974年に下されたラウ対ニコルズ（Lau v. Nichols, 1974）判決では、中国系生徒の英語教育をめぐる議論が扱われ、英語能力が十分でない児童生徒の教育についての補助等、学区が責任を負うべきことが示された事例は、日本の研究者にも注目されている（末藤，2021）。

これらの先行研究が示すように、米国では多様なルーツを持つ地域住民の存在が、州レベルから始まる形で、教育政策や権利保障に大きな影響を与えてきた。多文化を取り巻く教育現場の実態や政策の変遷を考察することは、外国人児童生徒が直面する課題を具体的に理解するうえで欠かせない。本論では、これらの研究を踏まえ、特に訴訟を通じて権利を主張し、制度的な変化を引き起こした外国人家族の三つの事例に注目する。これらの事例は、ローカルな課題がどのように国家レベルの教育政策や権利保障の議論に波及していくのかを考える上で重要である。

日本においても外国人児童生徒の教育へのアクセスを推進するうえで、米国の事例は多くの示唆を与えている。とりわけ、地域レベルの課題を発端として、それが国家的な変化へとつながるプロセスは、教育支援の持続可能性を確保するための重要なモデルとなる。本論を通じて、こうした米国の事例が、米国以外の国々における外国人児童生徒の教育

へのアクセス保障を捉え直す契機となる可能性について示唆したい。

3. 理論枠組み

本論文では、判例を考察するために、規範的考察に基づいたアプローチを採用した。この研究の目的は、外国人児童生徒の教育に関する考察を、Will Kymlicka のリベラルな多文化主義、Brian Barry の平等主義という二名の政治思想家の理論を参考に展開していくことにある。

まず、自由民主主義諸国におけるシティズンシップの意味と範囲を検討するにあたり、特に民族的マイノリティを含む多文化主義の定義に注目する。この文脈において、Kymlicka (2005) による多文化主義の以下の定義の整理を参考とする。

- (a)すべての自由民主主義諸国において保護されている個人のシティズンシップのもたらす共通の市民的・政治的権利以上のものを求めること。
- (b)民族文化的集団に固有のアイデンティティやニーズを承認し、受け入れようとする意図があること。

(Kymlicka, 2005, p 486)

まず、(a)の観点から、自由民主主義諸国では、言論の自由、選挙権、教育を受ける権利などの市民的・政治的権利が一般に保障されている。これらの権利はシティズンシップの基盤を構成し、個人が社会の一員として機能するための基本的な枠組みを提供する。しかしながら、民族的マイノリティの観点からは、これらの基本的権利を超えて、政治的参加や言語権保障といった、より包括的な権利や機会が求められることがある。

次に、(b)については、リベラルな多文化主義の理論に基づくと、民族文化的集団のアイデンティティやニーズの承認はシティズンシップの不

可分の部分であるという事になる。このアプローチは、多様な文化の単なる共存を超えて、それぞれの文化が持つ固有の価値や伝統を認識し、社会全体で公的な権利として尊重し受け入れるべきものと考え、この種の承認と受容により、異なる文化的背景を有する個人や集団は、自己のアイデンティティを維持しながら、社会への積極的な貢献と参画の機会を得る事が可能となる。

以上の点を踏まえて Kymlicka (2005, p 478) は民族的マイノリティの教育についても言及しており、「教育の権利」(Kymlicka, 2005, p 478) についての見解を示している。彼が批判的なのは、国家建設における教育の権利とは、子どもやその保護者が好きな言語で教育を受ける自由を意味するのではなく、むしろ国の公用語で教育を受ける事を指している状況に対してであった。この概念は、単に合理性、識字能力、知識を伝えることを目的とするのではなく、人々が国民文化に容易に統合されるように導くことにも重きを置くもので、民族的マイノリティの母語・母文化の維持が念頭に置かれてはいない事となる。それについて Kymlicka は、母語の維持について以下のように言及している。

言語の統合に関して言えば、移民が英語を必ず学ぼうとするという目標のためであっても、必ずしも母語の放棄が必要となるわけではない。実際、移民は自分の母語の使用を制約されない方が英語を学ぶ可能性が高いということを示す有力な証拠がある。ESL (第二言語としての英語) プログラムは、歴史的に見れば、移民たちが自分の母語を私生活において保持して使用したいとか、それを子供たちに伝えたいとか望むことを、移民の側における統合の失敗の証拠であると見なしてきた (Kymlicka, 1998, p 146)。

このように、Kymlicka は、民族的マイノリティの教育に関して論じる際

に、母語の維持の重要性を強調している。彼は、受け入れ国の公用語習得のために母語の基盤が重要であるという前提に立ち、母語保持を言語統合の失敗と見なすような傾向に対し、強く批判的である。

次に、Barry (2001) は、リベラリズムにおける市民形成の重要性を強調しており、多文化主義がこの市民形成過程を妨げる可能性を指摘している。Barry によるとリベラリズムを基盤とする国家では、平等主義の観点から、特定の民族的マイノリティの母語・母文化の維持に関して、私的領域での保持には反対しないものの、公的領域での保障に関しては慎重な姿勢を示している。彼は、受け入れ国の公用語の習得と社会への適応を、その国内でリベラルな市民を形成するための必須条件とみなしている。彼は以下のように述べる。

現代の自由民主主義国家への移民は、服装、料理、交際、コミュニケーション、生活などの慣習を守る限り、刑事罰を受けることはない。もちろん、それが一般に適用される法律に抵触しない限りは、である。また、その国の言葉を学ばないために帰化の資格が得られないということを除けば、民事上の障害もない。とはいえ、移民は主流経済圏で良い仕事をしようとする限り、何らかの適応を迫られることになる (Barry, 2001, p 90, 筆者試訳)。

この視点は、リベラルな多文化主義が提案する文化的多様性の保持とは異なり、公平且つ平等な参加の強調にあり、リベラリズムの原則と多文化主義の視点において、双方の観点が調和することは可能なのか、といった広範な議論に繋がる。特に、公的領域における言語政策や教育政策において、どのように個人の自由と社会的統合の間のバランスを取るかが重要な課題となる。Barry の分析は、民族的マイノリティの権利とリベラルな市民社会の枠組みとの間で、どのように適切な平衡点を見出すか

という点において、重要な視点を提供している。

また、Barry は、英語圏の国に在住するスペイン語話者の言語保持の重要性について、Young, I. M. (1990, p 160) の主張を踏まえつつ、その言語保持が当事者に一定の権利を与えることは認めるものの、その保持が英語圏での移民の社会経済的生活を平等主義の観点から守ることができないという点で、以下のように痛烈に批判している。

スペイン語を話し、スペイン文化を維持すること（スペイン語の本を読む、スペイン語の典礼が行われる教会に出席するなど）自体が、Young の挙げたような権利や機会の享受に妨げにならないことは言うまでもないことであろう。しかし、その意図は、英語に堪能でなくとも、これらの利益を享受することができるはずだということである。前者はまったく例外のない要求だが、後者を満たすことは平等主義的なりべラルの原則の要求であると合理的に考えることはできない（Barry, 2001, p 104, 筆者試訳）。

Barry の批判は、言語の保持が文化的アイデンティティの維持に貢献するという価値は認めつつも、それが社会経済的な平等や機会の拡大に直接貢献するわけではないという現実を指摘している。こういった Barry の分析は、移民政策や多文化主義政策において、文化的権利の尊重と社会経済的な平等の追求のバランスをどのように取るかという、リベラルな多文化主義者たちが（意図的であれ無意図的であれ）触れてこなかった視点を呼び起こすものである。

さらに Barry は、移民が受け入れ国の公用語を習得しないことにより生じる社会経済的な不利に対し、当事者が法的な手段に訴えることが困難である現状を指摘している。この分析は、リベラルな多文化主義者が重視する母語や母文化の維持が、当事者の権利保障に一定の役割を果た

すことは認めつつも、労働市場へのアクセスや人事採用の場面での実際の影響には懐疑的な視点を提供している。Barryによれば、母語や母文化の維持が労働市場で必ずしも有利に働くわけではなく、むしろ、公用語の習得が社会経済的な機会の拡大に不可欠であることを強調している。

主流経済圏の企業は、バイリンガルの上司を仲介に、ジーンズの縫製、レジ打ち、ゴミ収集といった仕事において言語的マイノリティを受け入れることができるかもしれない。しかし、標準語に堪能であることを、社内や公衆とのコミュニケーションを必要とする仕事に就くための条件とするならば、不当な雇用慣行として非難されることはありえない。同様に、公的な場で使われる言葉を学ばない人々が、法律や官僚主義との関係で不利な立場に置かれ、政治的に疎外されたとしても、合理的に訴えることはできない (Barry, 2001, p 106, 筆者試訳)。

以上の Barry の分析を総合的に踏まえると、教育においては、母語・母文化の保持に重点を置いた教育が、外国人児童生徒にとって平等主義的観点から見た場合、不利益を招く可能性が高いことが示唆されている。つまり Barry の視点は、母語を重視する教育方針が受け入れ国の言語や文化への適応を制限する側面を持つことを示唆しており、その結果、外国人住民の社会経済的な不利を助長し、進学や就職の選択肢を狭める可能性につながるものである。これは、移民、先住民、そして外国人児童生徒が直面する進路の限定性という形で具体化される。つまり、議論の中で Barry が特に強調しているのは、リベラルな市民を平等に育成することが、民主主義的な国家にとっての重要な役割であるという点である。この目標を達成するためには、教育政策が多文化主義の理念をどのよう

に組み込みつつも、全ての児童生徒に公用語の習得と社会的・経済的な機会へのアクセスを保証する必要があるのだという。Barry の見解は、政治理論的な観点からも、多文化主義と平等主義という二つの価値をどのように調和させるかという大きな課題を投げかけており、この問題は教育政策だけでなく、社会政策全体においても重要な意味を持つものと考えられる。

以上の理論を概観した上で、米国内の外国人児童生徒の権利保障の歴史や訴訟事件を知ることの重要性が一層明らかになる。これらの事例を通じて、教育政策がどのように民族的マイノリティのアイデンティティを尊重しつつ、公用語（あるいは母語・継承語）の習得や社会経済的統合を促進するべきかについて、多くの示唆を得ることができる。特に、地域住民が行政や学校を相手に権利を主張し、実際に政策や制度を変革させてきたプロセスは、権利保障がどのように社会全体の意識変革へと波及するのかを示す貴重なケーススタディである。Kymlicka の母語保持の重要性や、Barry が指摘する社会的平等への道筋という二つの観点を具体化する上で、米国の歴史的事例は貴重な参考事例であり、それは単なる過去の事例ではなく、現在進行形で多文化共生や平等を模索する世界中の国々にとっても学ぶべき普遍的なテーマを含んでいる。本研究は、こうした米国の事例を通じて、日本や他国が抱える外国人児童生徒の権利保障の課題に応えるための一つの視座を示すことを目指している。

4. 研究方法

本論では、「米国の外国人児童生徒教育へのアクセス保障の歴史が、日本を含む各国の外国人児童生徒の教育を受ける権利にも適用可能かを探るための前提となる情報整理」を目的として、米国の外国人児童生徒の教育に関わる三つの訴訟事件を対象とする。この三つの訴訟事件を取り上げる意義は、それぞれが外国人児童生徒に関わる教授言語の権利、学

校選択の権利、就学の権利を顕著に示している点にある。

これらの訴訟事件については、2003年にティム・スタンリーによって設立された訴訟事件データベース「Justia」に記載された米国内最高裁判所の法的資料を手掛かりにする。Justiaは、米国の最高裁判所である連邦最高裁判所の判例を膨大に収集しているウェブサイトであり、1791年から現在までのすべての連邦最高裁判所の判決を、誰でも無料で閲覧することができる。また、意見の要約、概要、口頭弁論音声、各判決の背景等の資源も豊富にあるデータベースである。本サイトや先行資料の内容を整理することによって、日本国内の外国人児童生徒が教育に関わる諸権利を得る可能性についてのヒントを見つけ出す。

5. 米国の外国人児童生徒教育の概要

本題に入る前に、米国の外国人児童生徒の教育に関する前提情報を簡潔に見ていく。米国の教育は、州の権限事項とされており、教育省組織法第103条では、教育省の設置が連邦政府の教育への権限を増大させないようにすることが示されている（岡田, 2021）。しかし、日本のように中央政府が教育に対して直接的な決定権を持っているわけではない。連邦憲法修正第10条では、「この憲法によって合衆国に委任されず、また憲法によって州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州、ないし人民に留保される」とされており、これを根拠に州と学区が学校や大学の設置、カリキュラムの編成、入学・卒業の要件を決定する。このため、米国の義務教育期間は州によって異なり以下のようにになっている。

2017年時点で、各州が定める義務教育の開始年齢は5歳～8歳（5歳開始は11州、6歳開始は25州、7歳開始は13州、8歳開始は2州）であり、6歳を開始年齢とする州が最も多い。また義務教育の修了年齢は16歳～19歳（16歳までは15州、17歳までは10州、18

米国内外国人児童生徒の教育へのアクセスに関する判例の多文化主義的考察

歳までは25州、19歳までは1州)であり、18歳までとする州が最も多い。(星野, 2021, p.99)

以上の情報を前提に米国の公教育システム内で発生した外国人児童生徒の教育へのアクセスを取り巻く出来事を見ていく事とする。

6. 米国外国人児童生徒の多様な教育へのアクセスに関わる訴訟事件

6.1 マイヤー裁判から見る教授言語選択の権利

ネブラスカ州は1919年4月9日、サイマン法として一般に知られている「ネブラスカ州における外国語教育に関する法」を制定した。サイマン法の一部は以下を規定していた。

第1項：何人も、個人として、あるいは教師として、私立学校、教派学校、教区学校、公立学校のいずれにおいても、英語以外の言語で人に教科を教えるてはならない。

第2項：英語以外の言語を言語として教えることができるのは、その児童が居住する郡の郡教育長が発行する卒業証明書によって証明される第8学年 (the eighth grade) に到達し、進学に合格した後でなければならない。

第3項：この法律の規定に違反した者は、軽犯罪とみなされ、有罪判決を受けた場合、1回の違反につき25ドル以上100ドル以下の罰金、または30日以内の郡拘置所に収監される。

第4項：緊急性がある場合、本法はその可決および承認後、効力を有するものとする。

(Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923, 筆者試訳)

1918年10月、連邦政府レベルで教育省を設立するための法案が提出され、連邦の教育予算を英語での教育を実施する州に限定することになった。この背景には、第一次世界大戦時の米独関係の悪化があった。この法令は、「すべての子どもたちの教育を英語で行うことを義務付けるだけでなく、子どもたちがその言語に慣れ親しみ、その言語が子どもたちの一部となるまで、学校では他の言語を教えるはならない」(Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923, 筆者試訳)とするものであった。

1920年5月25日、ネブラスカ州ハンプトン村にあるシオン・ルーテル教会学校でインストラクターをしていたロバート・マイヤーは、ドイツ語を当時第4学年(10歳)の児童に教えていた。ハミルトン郡の弁護士が教室に立ち入り、ドイツ語の聖書を読む児童の姿を見て、マイヤーに対してサイマン法違反を告げたことが事件の始まりである(Cristophar, 2008, p.194)。起訴され確定した「犯罪」の内容としては、シオン福音ルーテル会が維持する教区学校において、第8学年を過ぎていない子どもに、「独立した科目としてドイツ語を直接的かつ意図的に」(Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923, 筆者試訳)教えたことであった。

マイヤーはネブラスカ州ハミルトン郡の地方最高裁判所で罰金25ドルを科されることとなった(Cristophar, 2008, p.194)。ネブラスカ州最高裁判所は、マイヤーの行為を「第8学年を通過しなかった子どもへの特別な科目として、ドイツ語を直接的かつ意図的に教えたものである」とし、「これを禁じる法律は合衆国憲法修正第14条と矛盾しない」として、州側の結論を支持した(Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923)。その背景には、ネブラスカ州が英語以外での教育を「異質なもの」と見なしていたことがある。具体的には、移民の子どもたちが幼少期から英語以外の言語で教育を受けることが、彼らのルーツとなる言語の維持を助長するという解釈に基づくものである。同州には、英語が定着するまでは他の言語を教えるべきでないという立場があった(Meyer v.

Nebraska 262 U.S. 390, 1923)。ネブラスカ州の法律の目的は、英語がすべての子どもの母語になることであった。このような法律の制定は、州の権限の範囲内で合理的に行われたものであるという結論となった (Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923)。

しかし、マイヤーは米国最高裁判所に上訴した。口頭弁論においてマイヤー側の弁護士は、サイモン法を憎悪、国家の偏見、そして第一次世界大戦によって引き起こされた人種的偏見として強く批判した (Cristophar, 2008, p.195)。最終的に、サイモン法は第 14 条修正条項の「法の定める適正な手続きによらず、生命・自由または財産を奪われない」という原則に違反していると連邦最高裁は判決を下した。すなわち、判例の詳細には以下のように記載がされている。

州がその市民の身体的、精神的、道徳的な質を向上させるために多くを行い、非常に大きな努力をすることができるのは明白である。しかし、個人には尊重されるべき基本的な権利が存在する。憲法による保護はすべての人に及び、他の言語を話す人々にも、英語を母語とする人々にも同様に適用される。すべての人が我々の通常の言葉を容易に理解できることが非常に有益であるかもしれないが、それは憲法に反する方法で強制されるべきではない——望ましい目的は、禁止された手段によって推進されるべきではない (Meyer v. Nebraska 262 U.S. 390, 1923, 筆者試訳)。

この結果、英語以外の言語で教育することは全米において規制されないという裁定が下された。

さて、本訴訟事件を理論枠組みから捉えてみたい。まず、Kymlicka にとって、本最高裁判決は多文化主義の観点から歓迎されるべきものであると考える。彼は、母語の保持が社会的統合の妨げになるとは限らず、

むしろ個人の文化的アイデンティティを尊重することが社会への積極的な参加を促進すると考えているため、本判決は、移民が自らの文化を保持しながら新しい社会に統合される道を開くものとして、Kymlicka 的には肯定的に評価されるだろう。一方、Barry の視点からすると、米国最高裁がサイマン法を違憲とした判決は、個人の自由を保護する点でリベラリズムの原則に適っているものの、社会的統合の観点から課題を含むと見られるかもしれない。Barry は、言語の統合が市民形成や社会経済的機会の拡大に不可欠であると強調しており、裁判結果が移民社会の統合を弱める可能性については懸念を抱く可能性があると言える。

6.2 メンデス裁判から見る学校選択の権利

本訴訟事件は、カリフォルニア州オレンジ郡のメキシコ人学校の位置づけに関するものであった。同判決において、カリフォルニア州連邦第9巡回控訴裁判所は、メキシコ系アメリカ人児童生徒を本来通うはずの公立学校から10区画も離れたメキシコ人学校²⁾に強制分離することは違憲であるとした。ポール・マコーミック裁判官の判決は具体的には以下の通りである。

カリフォルニア州の公立学校制度に関する「法律の平等な保護」は、メキシコ系の子どもたちに、他の公立学校の子どもたちと同様の技術設備、教科書、教育課程を別々の学校で提供するだけでは満たされない。アメリカの公教育制度における最重要要件は、社会的平等である。それは、出自に関係なく、統一された学校の間を通じてすべての子どもに開かれていなければならない。(Mendez v. Westminster School Dist., 64 F. Supp. 544 S.D. Cal, 1946, 筆者試訳)。

本事件は、学校入学に関わる人種差別撤廃を支持する米国での最初の

判決であった。1940年代、カリフォルニア州のほとんどすべての農業労働者がメキシコ人またはメキシコ系アメリカ人で、州内で最大の少数派グループであった。メキシコ系アメリカ人の子どもたちは、限られた教育資源しか与えられず、隔離された学校ではヒスパニック系の子どもたちに職業技能を教える一方で、数学や科学などの授業を行わなかった。これは、移民農場労働者の子どもたちは英語を話せないうえ、将来も白人の子どもたちと同じ教育資源を必要としない仕事に就くはずだ、という先入観によるものだった。その結果、子どもたちは数学や科学の代わりに、刺繍や料理、農作業の手伝いなどを学ぶことを余儀なくされていたという。(National Park Service U.S. Department of the Interior, n.d.) その詳細については当該裁判の中で、同じ学区内に存在している隔離学校としてのリンカーン校と、人種混合校であるルーズベルト校との対比について、以下のように触れられている。

リンカーン校とルーズベルト校は同じ学校敷地内に約120ヤードの距離を置いて位置しているが、開校時間や閉校時間、休み時間の設定は統一されていない。リンカーン校では、メキシコ系の子どもたちが1年生に入学する際、信頼性のある言語テストは行われていない。この学校には、いわゆるスペイン語を話す児童生徒が249名在籍しており、いわゆる英語を話す生徒は一人もいない。一方で、ルーズベルト校には、いわゆる英語を話す児童生徒が83名、いわゆるスペイン語を話す児童生徒が25名在籍している。両校では、それぞれのクラスに対して標準化された知能テストが実施され、両校とも州法(教育法第8251条)で義務付けられているように、英語で同じカリキュラムが進められている。昨年度、リンカーン校の7年生は、ルーズベルト校の同じ学年や、過去に両校のどちらかに在籍していた7年生のどのグループよりも学問的に優れていた。また、このク

ラスはグループとして精神的な優越性を持っていただけでなく、クラス内で特に優れた生徒³⁾も含まれていたことが明らかになっている。しかしながら、このような優秀さを示していた生徒たちはリンカーン校に留め置かれた (Mendez v. Westminster School Dist., 64 F. Supp. 544 S.D. Cal., 1946, 筆者試訳)。

そのような背景の中、本訴訟は、ゴンサロ・メンデスを含むメキシコ系アメリカ人の父親たち (ウィリアム・グスマン、フランク・パロミノ、トーマス・エストラダおよびロレンゾ・ラミレス) がロサンゼルス地方裁判所で学校隔離に対して異議を唱え、連邦民事訴訟規則第 23 条に従い、カリフォルニア州オレンジ郡のウェストミンスター、ガーデングロブ、エル・モデノ各学区、およびサンタアナ市立学校に対して集団訴訟を起こしたものである (Mendez v. Westminster School Dist., 64 F. Supp. 544 S.D. Cal., 1946)。

彼らは、メキシコにルーツをもつ子どもたちを学校区域にある隔離されたメキシコ人学校に通わせるという差別的な扱いを非難した。1920年代半ばまでに、オレンジ郡には 15 ものメキシコ人学校が開設されており、メキシコ人学校に隔離することの表向きの理由として、メキシコ人およびメキシコ系アメリカ人の子どもたちの英語能力の欠如が理由として挙げられていた (Philippa, 2010, p.15)。メキシコ人児童の母親ビダウリは配偶者がフランス系で、そのフランス系の血を引く自分の子どもと兄弟ゴンザロ・メンデスの三人の子どもたち (ビダウリの姪と甥) を学校に入学させるため、ウェストミンスター小学校区を訪れた。ウェストミンスター側は、ビダウリの子どもたちは学校に入学できる可能性がある彼女に伝えた。なぜならば、彼女の子どもたちは明るい肌の色 (light-skinned) だったからである。しかし、ゴンザロ・メンデスの子どもたちは、姓が明らかにメキシコ特有のものであったことや、肌の色に

基づいて入学が認められることがなかった (Philippa, 2010, p.1)。

1946年、ゴンサロ・メンデスは、オレンジ郡のウェストミンスター学校区に対して訴訟を起こした。第1審では、地方上級裁判官ポール・マコーミックは、1946年2月18日にメンデスと彼の共同原告に有利な判決を下し、隔離された学校が平等な保護の憲法違反となることを裁定した。その結果を不服として、ウェストミンスター学校区はカリフォルニア州連邦第9巡回控訴裁判所に上訴したが、1947年4月14日、連邦地方判事は第1審判決を支持し、オレンジ郡ウェストミンスター学校区の差別行為は憲法修正第14条の平等保護条項に違反していると判断された (Westminster School Dist. of Orange County v. Mendez, 161 F.2d 774 9th Cir., 1947)⁴⁾。

本裁判の判決について理論枠組みから考察するとどうなるだろうか。まず、Kymlickaの理論では、多文化主義は民族的マイノリティのアイデンティティや母語の維持を公的に承認することで、社会全体における包括性を実現しようとしている。しかし、本事例の「メキシコ人学校」は、民族的アイデンティティの保護を目的としたものではなく、むしろ隔離政策の一環として、エスニックマイノリティの立場を周辺化したものであった。したがって、メンデス裁判が示した教育の平等への要求は、民族的マイノリティが自らの文化的背景を尊重されながら、公教育を通じて社会的に統合されるべきだという点において、Kymlickaの理論を補完するものではないものと考えられる。一方で、Barryの視点からも、メンデス裁判で問題となった「メキシコ人学校」の存在は、平等主義の原則に反するものである。Barryは、民族的マイノリティの文化的保持を否定しないものの、公的領域においては、すべての市民が共通の基盤を持つことが重要であるとしている。メキシコ系アメリカ人の子どもたちが隔離されていた状況は、マイノリティの子どもたちが社会的・経済的に不利な状況に追いやられるという結果を生んでいたという点で

Barry からも批判されうるものであることに間違いはないだろう。

以上の考察から、メンデス裁判の裁定は、民族的マイノリティに対する公教育の平等な提供が憲法上の権利として認められるべきだと示しており、Kymlicka の多文化主義の理論に基づく「アイデンティティの承認」と、Barry の平等主義の理論に基づく「公教育による統合」の両方を一定程度反映しているものと言える。

6.3 プライラー裁判から見る就学の権利に関する可能性

本訴訟事件は、1975 年のテキサス州の教育法改正に端を発する。本改正は、米国にいる在留資格のない児童生徒の教育に教育資金を拠出することを打ち止め、場合によっては、地方学校区内にある学校への入学を拒否することを認可するといったものであった。その後、同州内タイラー学校区において、在留資格を持たない子ども一人当たり、年に 1000 ドルの支払いを課すよう取り決めた（佐々木, 2003, p 110）。

1973 年の San Antonio Independent School District v. Rodriguez は、テキサス州内で提起された訴訟事件であり、学校区間の教育財政の不平等と、修正第 14 条の平等保護条項の適用範囲が争点となったものである。この訴訟は、学校区の経済格差が児童の教育に不利益をもたらしているとして、その不平等に異議を唱えたものであった。その際はテキサス州側が合憲と判断されたが、今回のプライラー裁判においては、連邦最高裁判所は同州の方針が合衆国憲法修正第 14 条の平等保護条文に違反していることを指摘し、9 人の判事の結論が 5 対 4 に分かれ、州法が違憲であると判断された。その理由として、在留資格のない移民である児童生徒は「人 (person)」であり、故に、州が正当化する論理とは異なる側面として、差別からの保護があるものとした。一方、公立学校の経済的な戦略という側面も否めない部分もあり、「テキサス州の公立学校からすべての非正規滞在の子供を排除することは、最終的にはある程度

の経済効果をもたらす」といった考え方が一方、州政府および連邦政府からの資金援助は、主に在籍する子供の数に基づいているため、非正規滞在の子どもたちを学校から締め出すことは、経費節減にはなるが、「教育の質」を「必ずしも」向上させることにはならない、といった見解も示された (Plyler v. Doe, 457 U.S. 202, 1982)。

連邦最高裁判所側は、テキサス州の法律は「児童生徒たちがどうにもできないような法的特性に基づいて差別的負担を課している」ため「米国内でのこれらの子どもへの罰則の合理的な正当性を考えることは困難である」という点を主張した。特に判事の一人であったブレナン判事は、不法滞在の子どもへの権利保障を強く支持し、合法的住民の教育のための国の限られた資源を保護するため、在留資格のないメキシコの子どもとの区別が必要であるというテキサス州の議論を拒否した (Olivas, 2012, p.20, 筆者試訳)。最終的に本判決は、国家の利益をこのような差別によってもたらすという論理を退け、テキサス州側の法律を破ることとなった。判事の詳細は以下の通りである。

- (a)これらの事案で本法を争う原告である不法滞在外国人 (illegal aliens) も、合衆国憲法修正第 14 条の平等保護条項の利益を主張し得る。同条は、いかなる州も「その管轄区域内にあるいかなる人に対しても、法律の平等な保護を否定してはならない」と規定している。移民法上の地位がどうであれ、外国人は、通常の意味での「人」である。本裁判所が先に示した判例 (不法滞在外国人も、修正第 5 条や修正第 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される「人」であると認める判例) では、これらの条項に「その管轄区域内にある」という文言が含まれていないことを根拠に、不法入国した者は州境内に存在し州法の支配下にあっても「州の管轄区域内」にいないとする主張を区別事由とすることはできな

い。また、修正第 14 条の論理や立法史も、そのような解釈を支持するものではない。むしろ「その管轄区域内にある」という文言の使用は、修正第 14 条の保護が、州法の支配下にあるすべての者（市民であれ外国からの来訪者であれ）におよび、その州の領域の隅々にまで及ぶという理解を裏付けるものである（*Plyler v. Doe*, 457 U.S. 202, 1982, 筆者試訳）。

(b) テキサス州法に含まれる差別的取扱いが合理的とみなされるためには、それが州の重要な目的を推進するものでなければならない。たとえ書類上の滞在資格を持たない在留外国人が「疑わしい区分 (suspect class)」とみなされず、また教育が「基本的権利」ではないため、州に対して立法上の分類がやむを得ない政府利益にかなうことを示すよう要求されないとしても、テキサス州法は、その不利な地位に責任を負うことができない特定の子どもたちに対し、生涯にわたる苦難を課すことになる。これらの子どもたちは、親の行動にも、自分たちの「書類上の滞在資格を持たない」という地位にも影響を及ぼすことができない。公教育の剝奪は、他の「政府からの恩恵 (governmental benefit)」の剝奪とは異なる。公教育は社会の構造を維持し、政治的・文化的遺産を支えるうえで中核的な役割を果たしており、教育を奪われることは、個人の社会的・経済的・知的・心理的な幸福に計り知れない打撃を与え、その人の成し遂げ得るものを妨げる障害となる。テキサス州法の合理性を判断する際、国全体および何の落ち度もない子どもたちが被る損失を考慮することは正当である（*Plyler v. Doe*, 457 U.S. 202, 1982, 筆者試訳）。

(c) これらの子どもたちが書類上の滞在資格を持たないか否かは、州が他の居住者に与えている利益をかれらに与えないための十分な合理的根拠を示すものではない。確かに、州が外国人を異なる扱

いとする場合、平等保護条項違反が争われる際には、連邦議会の外国人政策に注意を払う必要がある。しかし、これらの事案が示すように憲法上特にセンシティブな領域において、しかも立法記録に照らしてもそれに反する立法趣旨が明確に読み取れない以上、これらの子どもたちに初等教育を与えないことを正当化するような国家的政策は認められない (Plyler v. Doe, 457 U.S. 202, 1982, 筆者試訳)。

- (d) テキサス州法による分類は、「合法的居住者のための限られた教育予算を守る」という州の利益を推進するものであるとしても、維持できない。確かに、州としては不法入国者の流入による潜在的に深刻な経済的影響を緩和する利益を持ち得るが、テキサス州法はその問題に対処する有効な方法を示していない。仮に不法滞在外国人が州経済に与える純影響がマイナスであるとしても、書類上の滞在資格を持たない子どもから授業料を徴収することは、少なくとも不法滞在外国人の雇用を禁止する方法などと比べると、不法入国の流れを食い止める効果的手段とはいえない。また、書類上の滞在資格を持たない子どもたちが州の高品質な公教育を提供する能力に特別な負担をかけるからといって、彼らを排除の対象として適切に選び出すことが正当化されるわけでもない。記録上は、書類上の滞在資格を持たない子どもを排除することで州全体の教育水準が向上するとは認められない。また、書類上の滞在資格を持たない子どもたちが米国内に不法に存在しているため、他の子どもたちよりも州内に留まり、州内で彼らの教育を有益な社会的または政治的用途に活用する可能性が低く、それゆえ適切に区別されるべきだという主張にも、何ら正当な理由はない。(Plyler v. Doe, 457 U.S. 202, 1982, 筆者試訳)。

以上により、連邦最高裁判所は、児童生徒が移民のステータスであることを問わず、全ての子どもは幼稚園から12年生までの義務教育期間に公立学校に入学する権利を有するものとして、これを認めることとした。これは、外国人児童生徒の教育を受ける権利を判例によって保護することを共有した画期的な出来事であった。2024年現在のアメリカ合衆国教育省のホームページ内においても、「米国最高裁判所は、児童生徒、保護者、または後見人の市民権または移民ステータスを理由に、児童生徒を公立学校から排除することはできないと認めている（*Plyler v. Doe*, 1982年）」と明記されている⁵⁾。

以上の事例をKymlickaとBarryの視点からまとめてみる。まず、Kymlickaは教育が個人の文化的アイデンティティを保ちながら、社会的統合を可能にする重要な手段であると考え。つまり、プライラー裁判の判決が、移民ステータスに関係なく教育の権利を認めたことは、移民の子どもたちが母語や母文化を保持するシステムについての言及はないものの、公教育を通じて社会に参加する機会を得られる可能性を開いたことについてはKymlickaの重視することを部分的に担保するものであったと考えられる。一方で、Barryは、公教育のリソース配分が平等な機会を確保する形で行われるべきだと考えている。そして、プライラー裁判では、テキサス州が非正規移民の子どもたちを排除することで教育資源を確保しようとした政策は、「教育の質向上にはつながらない」として否定された。つまりこの判断は、Barryの平等主義が重視する「すべての市民にとって共通の教育環境の提供」の理念に一致するものと言える。

以上の事から、プライラー裁判は、教育を受ける権利が移民ステータスに関係なく普遍的に保障されるべきであるという原則を打ち立て、多文化主義と平等主義の接点を象徴的に示したものと考えられるであろう⁶⁾。

7. 結論

以上を基に、米国の訴訟事例から明らかになった教育へのアクセス保障の重要性とその日本への示唆について考察する。本訴訟事例は、教授言語選択の権利、学校選択の権利、就学の権利という米国内の外国人児童生徒の多様な教育へのアクセスにおける重要な要素を浮き彫りにしたものである。

米国の事例から得られる示唆は多岐にわたるが、その核心には、Kymlicka と Barry が提起する多文化主義と平等主義の融合がある。

第一に、マイヤー裁判やプライラー裁判が示すように、教育へのアクセス保障は文化的アイデンティティの尊重と社会統合の両立が鍵となる。Kymlicka の視点では、母語の維持が個人の文化的アイデンティティを守り、それが社会参加を促進する要素になると強調される。一方で、Barry の平等主義の視点からは、すべての市民が共有する基盤としての教育が不可欠であり、特定の文化や言語に偏らない統一的な制度の重要性が指摘される。米国ではこれらの要素が訴訟を通じて制度化され、移民や少数派が文化的アイデンティティを保持しながら、社会統合を果たす方向性が模索されてきた。今日では、米国の公立学校内でイマージョン教育も実践され、多様な背景を持つ児童生徒が、英語とスペイン語の両方を用いながら教育が展開されている事例もある。マイヤー裁判やプライラー裁判で示されたレガシーが受け継がれているようにも感じられる。

第二に、メンデス裁判の事例が示すように、差別的な教育制度を改善するためには、地域住民の声を政策に反映させる仕組みが重要である。この点で、Kymlicka が主張するように、多様な背景を持つ個人やコミュニティの意見を公的な場で受け入れようとする意図を示すことが、包括的社会の実現に寄与する。一方、Barry の視点からは、差別的な制度を排除し、公教育を通じた平等な機会提供が社会的公平性の基盤であると

される。これらの視点は、日本においても多文化的対話の場を設けることや、地域政策に多様な声を反映させる取り組みとして応用可能である。例えば、言語の壁を克服するために AI を活用した意見交換の場を提供することは、コミュニケーションの格差を減らし、平等な参加機会を確保するための具体的な施策として検討され得る。

最後に、米国の訴訟事例の実際の教育現場での具現化を観察し、過去の裁判所の判断が、今日の外国人児童生徒の実質的な支援につながっているかを分析することが重要である。このような取り組みを通じて、日本を含む多文化教育政策の研究や実践において、これらの知見を活用することが期待できるだろう。

【註】

- 1) 本論における「教育へのアクセス」という表現は、特に教授言語選択の権利、学校選択の権利、就学の権利の確保を指して使用する。
- 2) Zonkel (n.d.) より。ただし、ここで言うメキシコ人学校は、日本でいう「各種学校」や「私塾」のように、母語や母文化の継承を目的とする教育施設とは大きく性質が異なる。
- 3) 英語の原文には「pupils」と記載されているが、7年生 (the seventh grade) は中等教育に該当するため、試訳では「児童」ではなく「生徒」と訳した。それ以前の「pupils」は1年生を含む幅広い学年を指す表現であるため、「児童生徒」と訳している。
- 4) ゴンサロ・メンデスの娘であるシルビア・メンデスは、本訴訟事件が風化しないよう、語り伝える講演活動を行っている (Zonkel, n.d.)。また、この訴訟は、1954年に黒人が白人と同じ学校へ通うことを認めた画期的判決である *Brown v. Board of Education of Topeka*, 347 U.S. 483 (1954) (ブラウン対教育委員会事件) にも引き継がれ、同裁判で最高裁判所は隔離学校を違憲と判断し、公立学校における統合教育の道を全米に切り開いた。

- 5) U.S. Department of Education (2024) より。筆者試訳。
- 6) しかしながら、本判決には検討の余地がある。日本国内の研究としては、佐々木 (2003) が本訴訟を取り上げているが、佐々木 (2003, p.119) の重要な事実整理によれば、立法府において在留資格のない児童生徒の教育へのアクセス保障を担保する法律が存在しないまま、司法が結論を導いてよいのかという問題が憲法学者らから提起されているという。この点は、本裁定の恣意性や三権分立の意義を考える上で重要な示唆を含むといえる。一方で、地方における教育の自治と、そこに居住する人々との絶え間ない対立を通じてルールを徐々に構築していく過程と捉えれば、ローカルな公共性の観点から権利問題を考える基盤を司法が尊重したという評価もあり得るのではないだろうか。

【参考文献】

- 星野真澄. (2021). 義務教育制度. アメリカ教育学会 (編), 現代アメリカ教育ハンドブック 第2版 (pp.99-100). 東京: 東信堂.
- 北野秋男. (2006). マサチューセッツ州におけるバイリンガル教育廃止運動の経緯と背景 — 州知事・州議会・州住民による廃止運動の政治的側面に関する研究 —. 比較教育学研究, 32, 67-85.
- 楠山研. (2015). NCLB 法以降のカリフォルニア州におけるバイリンガル教育 — 当局との連携および地域との相互作用に着目して —. 長崎大学教育学部紀要 教育科学, 79, 51-64.
- 岡田愛. (2021). 教育行政 (連邦・州). アメリカ教育学会 (編), 現代アメリカ教育ハンドブック 第2版 (pp.105-106). 東京: 東信堂.
- 齋藤桂. (2008). アメリカにおける No Child Left Behind Act 制定後の言語マイノリティにたいする教育の実態: カリフォルニア州・サンフランシスコ統合学区におけるバイリンガル教育の取り組みに焦点をあてて. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 54, 359-370.
- 佐々木恵. (2003). プライラー裁判 — その成立とメキシコ系コミュニティの動き —. 同志社アメリカ研究, 39, 109-121.

- 島田和幸. (2021). 移民教育政策. アメリカ教育学会 (編), 現代アメリカ教育ハンドブック 第2版 (pp.26-27). 東京: 東信堂.
- 末藤美津子. (2021). バイリンガル教育. アメリカ教育学会 (編), 現代アメリカ教育ハンドブック 第2版 (p.268). 東京: 東信堂.
- 牛田千鶴. (2010). ラティーノのエスニシティとバイリンガル教育. 明石書店.
- Barry, B. (2001). *Culture and Equality: An Egalitarian Critique of Multiculturalism*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483 (1954). Retrieved January 9, 2025, from, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/347/483/case.html>
- Christophar, C. (2008). *Uncle Sam Wants You*. New York: Oxford University Press.
- Kymlicka, W. (1995). *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford, UK: Clarendon Press. (角田猛之, 山崎康仕, 石山文彦 [監訳], 1998, 『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』, 晃洋書房.)
- Kymlicka, W. (2002). *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*. Oxford, UK: Oxford University Press. (千葉眞, 岡崎晴輝 [訳者代表], 2005, 『新版 現代政治理論』, 日本経済評論社.)
- Lau v. Nichols, 414 U.S. 563 (1974). Retrieved January 10, 2025, from, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/414/563/>
- Mendez v. Westminster School Dist., 64 F. Supp. 544 (S. D. Cal. 1946). Retrieved January 9, 2025, from, <http://law.justia.com/cases/federal/district-courts/FSupp/64/544/1952972/>
- Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923). Retrieved January 9, 2025, from, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/262/390/case.html>
- National Park Service U.S. Department of the Interior (n.d.). Unveiling Justice: The Mendez Family's Fight for Education Equality and Lasting Legacy.

- Retrieved January 9, 2025, from, <https://www.nps.gov/articles/000/unveiling-justice-the-mendez-family-s-fight-for-education-equality-and-lasting-legacy.htm>
- Olivas, M. A. (2012). *No Undocumented Child Left Behind*. New York University Press.
- Philippa, S. (2010). *Mendez v. Westminster*. University Press of Kansas.
- Plyler v. Doe, 457 U.S. 202 (1982). Retrieved January 9, 2025, from, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/457/202/case.html>
- San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U.S. 1 (1973). Retrieved January 9, 2025, from, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/411/1/case.html>
- U.S. Department of Education. (2024). Equal Rights to Public Education Regardless of Immigration/Citizenship Status. Retrieved January 9, 2025, from, <https://www.ed.gov/laws-and-policy/civil-rights-laws/race-color-and-national-origin-discrimination/race-color-and-national-origin-discrimination-key-issues/equal-rights-public-education>
- Young, I. M. (1990). *Justice and the politics of difference*. Princeton University.
- Westminster School Dist. of Orange County v. Mendez, 161 F.2d 774 (9th Cir. 1947). Retrieved January 9, 2025, from, <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/161/774/1566460/>
- Zonkel, P. (n.d.). Righting a wrong: Mendez v. Westminster brought an end to segregation in O.C. schools—and ultimately throughout the state and nation. *Mendez v Westminster History*. Retrieved January 9, 2025, from, <http://sylviamendezinthemendezvswestminster.com/aboutus.html>

